

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、里地整備活動、自然保護活動、ビオトープづくり、名木保護活動等を行う団体に対する支援に関し必要な事項を定めることにより、多様な生きものが生息する身近な自然の回復、整備及びネットワーク化を図り、もって生きものと共生する地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(支援対象活動)

第2条 支援を受けることができる活動は、次の各号に掲げる活動のいずれかとする。ただし、清掃美化活動、公園や道路等の緑化活動及び花の植栽活動等は支援の対象としない。

- (1) 森林、湿地、ため池、河川等において、希少な動植物の保護繁殖を目的に枝打ちや草刈などを行うことにより良好な自然環境を維持創出する自然保護活動
- (2) 森林、湿地、ため池、河川等において、地域資源を生かしたビオトープ（生物生息空間）を創出する活動
- (3) 豊田市指定の名木を、地域資源として保護管理する活動

(支援対象団体)

第3条 支援を受けることができる団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 市内において、前条に掲げる活動を行う団体であること。
- (2) 主に豊田市民で組織された10人以上の団体であり、代表者が豊田市民であること。
- (3) 団体組織の規約等が整備されていること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的としていない団体であること。
- (5) 豊田市補助金等交付規則（昭和45年12月1日 規則第34号）第5条第3項のいずれにも該当しないこと。

(登録の認定)

第4条 前条に該当する団体が第2条各号に掲げる活動を行うために支援を受けようとするときは、生きものと共生する地域づくり事業登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により登録申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、当該申請を適当と認めるときは、生きものと共生する地域づくり事業登録認定書（様式第2号）により30日以内に申請団体へ通知するものとする。
- 3 市長は、支援事業の目的を達成するため必要と認めるときは、認定に条件を付すことができる。
- 4 市長は、審査の結果、登録の認定を行わないことと決定したときは30日以内にその旨を申請団体へ通知するものとする。

(支援の内容)

第5条 登録の認定を受けて第2条各号に掲げる活動を行おうとする団体(以下「認定活動団体」という。)に対する支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる活動を通じて実施する講習会への外部講師の派遣
- (2) 第2条各号に掲げる活動に必要な消耗品の支給

(支援の制限等)

第6条 第2条各号に掲げる活動を通じて実施する講習会への外部講師の派遣は、1団体あたり年間2回を限度とし、外部講師に対しては豊田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年条例第23号)第2条に定める額の報酬を半日ごとに予算の範囲内で支給する。

2 第2条各号に掲げる活動に必要な消耗品の支給は、1団体あたり年間10万円を限度とし、予算の範囲内で支給する。

(支援申請手続き)

第7条 外部講師の派遣を申請しようとする認定活動団体は、生きものと共生する地域づくり活動講師派遣申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 消耗品の支給を申請しようとする認定活動団体は、生きものと共生する地域づくり活動消耗品支給申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項及び第2項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、支援の実施を適当と認めた時は、前条各項に基づく内容において支援の承認を行う。

(実績報告書の提出)

第8条 認定活動団体は、前条の承認を受けて講習会を実施したときは、遅滞なく生きものと共生する地域づくり活動講習会実施報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 認定活動団体は、前条の承認を受けて消耗品の支給を受けた活動が完了したときは、遅滞なく生きものと共生する地域づくり活動実施報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(返納)

第9条 市長は、支援を受けた認定活動団体にこの要綱に違反する行為があると認めるときは、認定を取消し、支給した消耗品(これらを返納させることができないと認められるときは、費用相当額)を返納させることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

生きものと共生する地域づくり事業登録申請書

豊田市長様

団体名

代表者

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱第4条第1項に規定する生きものと共生する地域づくり事業登録について、次のとおり申請します。

1 活動団体名	名称
2 代表者	住所
	氏名 電話
3 会員数	名 (うち豊田市民 名)
4 活動場所	豊田市
6 活動内容	活動区分 要綱第2条 第____号 に該当

添付書類

- 1 会員名簿 (住所及び氏名の記載されたもの)
- 2 団体組織の規約

生きものと共生する地域づくり事業登録認定書

団体名

代表者

様

豊田市長

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり認定します。

記

1 認定団体名

2 代表者氏名

3 活動場所

豊 田 市

4 認定期間

年 月 日 ~

年 月 日

5 認定条件等

備考

要綱に違反する行為があると認めるときは、認定を取り消すことがあります。

生きものと共生する地域づくり活動講師派遣申請書

豊田市長様

団体名

代表者

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり活動講習会を実施したいので講師の派遣を申請します。

開催予定日 年 月 日	開催時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	時間
開催場所	参加予定人数	名
講習会名		
講習会の目的		
講習会の内容		
講師 住所・氏名 電話		

(以下の項目は市役所が記入)

講師振込口座等	講師料予定額(源泉・交通費込み) 円
---------	---------------------------

生きものと共生する地域づくり活動消耗品支給申請書

豊田市長様

団体名

代表者

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり活動を実施したいので消耗品の支給を申請します。

活動日時 年 月 日～ 年 月 日(延べ 日)	参加人数 延べ _____ 名
活動場所 豊田市	
活動内容	
見込み効果	

支給希望品目

品名	規格・メーカー	単価 (見込み)	数量	金額	使用用途
合 計					

添付書類

- 1 活動場所を示す位置図及び写真
- 2 希望品目の見積書等

生きものと共生する地域づくり活動講習会実施報告書

豊田市長様

団体名

代表者

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり講習会を実施したので報告します。

開催日 年 月 日	開催時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	時間
開催場所	参加人数 名	
講習会名	講師名	
講習会の目的		
講習会の効果・感想		

添付書類

講習会の状況写真

生きものと共生する地域づくり活動実施報告書

豊田市長様

団体名

代表者

生きものと共生する地域づくり支援事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり活動を完了したので報告します。

活動日時 年 月 日～ 年 月 日(延べ 日)	参加人数 延べ _____ 名
活動場所 豊田市	
活動内容	
効果	
使用物品(支給を受けた物)	

添付書類

- 1 活動日報
- 2 活動中及び完了後の写真